

## 特定非営利活動法人 日本咀嚼学会

### 倫理委員会規程

#### (設 置)

第1条 本会に定款第5条の規定に基づき、特定非営利活動法人日本咀嚼学会倫理委員会（以下「本委員会」という。）を置く。

#### (目 的)

第2条 本委員会は、特定非営利活動法人日本咀嚼学会ならびにその会員の倫理指針等に係わる業務を行う。

第3条 本委員会は、本学会会員より研究倫理の審査依頼があった場合は倫理審査委員会、本学会会員について倫理的な問題があった場合は倫理調査委員会を開催し、その結果を理事長に諮問する。

#### (組 織)

第4条 本委員会は、委員長1名、委員若干名をもって組織する。

2 委員長は、委員の中から副委員長を置くことができる。

3 委員は、委員長が推薦し、理事長が理事会に諮って委嘱する。

第5条 委員長は、会務を総括する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、会務を遂行する。

3 委員は、倫理に関する重要事項を審議し、第8条に掲げる業務を担当する。

#### (任 期)

第6条 委員長、委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

#### (会 議)

第7条 本委員会は、必要の都度、委員長が招集する。

第8条 本委員会には、構成員のほか委員長が必要と認めた者が出席することができる。本委員会は、次の事項を審議する。

(1) 本会倫理綱領に関すること

(2) 本会で発表される調査および研究等に関する倫理審査基準に関すること

(3) 本会活動におけるその他倫理に関すること

(4) 本条 (1)～(3)に関わる違反の疑義に関すること

(5) 理事会から諮問された事項

第9条 本委員会は、次の業務を行う。

(1) 本会倫理綱領の整備と啓発および監督

(2) 本会で発表される調査および研究等に関する倫理審査基準の整備と啓発および監督

(3) 本会活動におけるその他倫理の啓発

(4) 理事会から諮問された事項

#### (細 則)

第10条 この規程の施行についての細則は、常任理事会の議決を経て、別に定める。

#### (改 廃)

第11条 この規程の改廃は、本委員会の発議により、会則検討委員会の協議のうえ、理事会の承認を得なければならない。

#### 附 則

1 この規程は、本会理事会において承認した日（令和5年3月20日）から施行する。